



伊丹市病児・病後児保育事業のご案内



みどり保育園

当事業は病気などで家庭や集団での保育が困難な乳幼児等を一時的にお預かりする事業です。

対象者

下記のいずれにも該当する児童

- *伊丹市に居住する生後6ヶ月から12歳までの児童
- *入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、市が指定する嘱託医により許可された児童
- *保護者の就労・疾病・冠婚葬祭等社会的な理由により家庭での保育が困難な児童

対象となる病状

- *かぜ、消化不良症（嘔吐下痢症）等乳幼児が日常罹患する疾病。
- *はしか、みずぼうそう、風しん等の伝染性疾患
- *ぜんそく等の慢性疾患

◎利用を希望する前日にかかりつけ医に受診した場合でも、利用当日に市立伊丹病院で受診した結果、病気が急変する可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合はお預かりできないことがあります。

実施施設

市立伊丹病院 事業所内保育所 みどり保育園

兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地

TEL：072-777-5775

定員

1日あたり**2名**

利用日数

1回につき**連続3日**まで

利用時間

月曜日～金曜日 8：00～18：00

(土・日・祝・年末年始はお休みです。)

※当日受付の締切は、10：00です。

※初日は8：30からの利用となります。



費用

1回の利用につき **2,000円**

(※別途飲食費が必要)

- *生活保護世帯や住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯については、金額が変わります。
- *飲食費用は、全世帯実費相当分を市立伊丹病院にお支払いください。健康保険での初診料及び薬や検査が必要になった場合の通常の自己負担分は別途保護者負担です。

利用方法



●事前登録 (利用する可能性があるときは、登録をしておく必要があります。)

みどり保育園で「伊丹市病児・病後児保育事業利用登録申請書」を提出する。

●利用する時の流れ

①事前予約

★みどり保育園に、定員上利用可能かどうか確認の上、電話予約する。
※事前に連絡がなく、ご予約の時間に来られない場合は、キャンセルさせていただくことがあります。

②連絡票

★かかりつけ医（伊丹病院でも可）で診断を受け
「伊丹市病児・病後児保育事業医師連絡票」**Ⓐ**を書いてもらう。

③利用可能かの判定

★**Ⓐ**を持って、市立伊丹病院の初診受付に行き、
この事業の利用が可能であることの証明を受ける。

④申請

★みどり保育園で、「伊丹市病児・病後児保育事業利用申込書」と**Ⓐ**を提出し、
申請を済ませる。

●当日の持ち物

- (1) 健康保険証
- (2) 乳幼児の医療証
- (3) 利用連絡書
- (4) (必要に応じて) お子さんが愛着を持っている玩具・絵本等1～2個(必ず名前を記入)
- (5) オムツを使用している子どもの場合は、紙オムツ10組
- (6) 汚れ物を入れる袋と未使用の着替え・タオルケット・オムツ等を入れるビニール袋
- (7) 薬及び薬の説明書(お薬手帳)
- (8) アレルギー食が必要な場合は弁当
- (9) その他必要なものは、施設へご確認ください。



●注意点

- ※ 初日は、午前8時30分以降に実施施設で受け付けます。
(市立伊丹病院での医師の面談で、この事業の対象とならないと判断された場合は、入所できないことがありますのであらかじめご承知おきください。)
- ※ 翌日以降引き続き実施する場合は午前8時以降、前日案内された保育室に直接行ってください。
- ※ お迎えは必ず18時00分までにおいでください。(時間厳守)
- ※ 飲食費、薬、検査等の健康保険自己負担分等がある場合は、保護者負担となります。
- ※ かかりつけ医が作成する医師連絡票には、別途料金が必要となります。

●利用の制限・取り消し

入所児童であっても、症状が悪化し、入院加療を必要とすることとなった時や実施施設の管理者の指示に従わない時などは、利用を制限したり取り消すことがあります。

(問い合わせ)市立伊丹病院内 みどり保育園 TEL072-777-5775 /
市役所 教育保育課 TEL072-784-8035